

雪洞の天井けずり飯を炊く

マッチする友のまつ毛にツララあり

ナミダ出しまつ毛の氷とかしおり

雪庇ぬき脚しばらくは宙にあり

ガチガチと互てて鳴る歯でパンを噛む

地吹雪にタバコの火さえあたたかく

遭難対策規約について

小野 龍 弥

昭和43年12月1日に改正発効した遭難対策規約は満2年を経たがその間、幸い軽傷で済んではいるものの、本誌に発表されているように、数度の事故を発生し中には九死に一生を得たOBもいて、事故の発生する度に防止対策の実施が強化されているが、負傷者の全快する頃には再びその本人が転落骨折するような最悪の事態を招き、特にトレーニング山行中に発生率の高いことは、各部員の普段の遭難防止に対する自覚が甘いとしか言えない。自覚とは即ち山岳に対する畏敬の念の欠如であり、その根底には現代の自然破壊の風潮に育てられた人間の思い上りが、自然の征服などといふ気になって事故を呼び、自然界の一員としての己を失っていることを忘れている所以である。

ここに各規約中重要な項目を抜粋して、一層の認識を促す次第である。

関西大学探検部遭難対策規約

第一章 範 囲

- この規約は現役、OBを問わず（以下部員という）関西大学探検部に適用される。
- この規約は定期合宿、強化合宿及研究活動として探検委員会が認めた探検部活動に適用される。